

防除が厄介：カイガラムシ

夏に発生しても、介殻に阻まれてのうのうと樹木に付着続けるカイガラムシ。なぜこうも管理者を悩ませるのでしょうか。また、今が防除適期なのはなぜでしょう。

カイガラムシ類はアブラムシ類と並んで多くの樹木に寄生加害する害虫です。樹幹、枝、葉などに寄生して樹液を吸収（吸汁）し樹木の樹勢を低下させるだけでなく、激発すると衰弱したり枯死したりすることもあります。中には排泄物がスス病菌を誘発し（ツノロウムシ、カメノコロウムシ、コナカイガラムシ類）美観を著しく損ねます。スス病は光合成を阻害して樹木の生育を衰えさせるほか、カイガラムシの繁殖を助長し他のカイガラムシの混発を招くなどの悪循環のもとにもなります。ウメシロカイガラムシの場合、虫体にコウヤク病がつき、べったりと膏薬を貼ったように見え、ひどくなると幹などを締め付けて肥大を妨げることにもなります。

カイガラムシの防除が厄介なのは、虫体や卵が特有の被覆物によって保護されているので殺虫剤が効きにくいことです。またその生活様式から、特に大気汚染などに強い耐性を示し、天敵も少ない市街地で発生しやすい害虫とされています。幼虫が卵からふ化した時期が薬剤防除適期ですが、その時期は種類によっても地域によってもまちまちで、加えて見分けが難しい上生態が十分明らかにされていない種も多いことも、防除を困難にしています。

普段目にするカイガラムシのほとんどはメスで、このメスの形態は大きく4つのグループに分けられています。



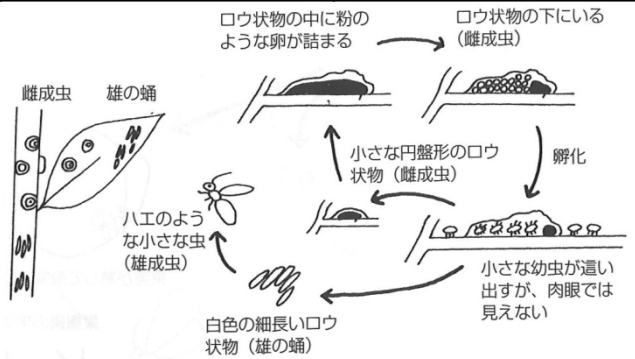
ツノロウムシ <http://www.insects.jp/kon-kaigaratunorou.htm>



ウメシロカイガラムシ 日本原色カイガラムシ図鑑

<p>①介の形をしていて、堅い殻で覆われているもの（マルカイガラムシなど）</p>	<p>②体表に粉様のものを着けて動くことのできるもの（コナカイガラムシなど）</p>	<p>③大型の角のようなものを持ち、白色か飴色のワックス状で厚く覆われているもの（ロウムシなど）</p>	<p>④白い綿のような袋をつけているもの（ワタカイガラムシなど）</p>
<p>ミカンマルカイガラムシ 日本原色カイガラムシ図鑑</p>	<p>オオワタコナカイガラムシ 日本原色カイガラムシ図鑑</p>	<p>カメノコロウムシ http://s135.cool.ne.jp/musi/kamemusimoku/kamemusimoku.html</p>	<p>ミカンヒモワタカイガラムシ 日本原色カイガラムシ図鑑</p>

②のグループ：コナカイガラムシ類以外、特にツノロウムシやカメノコロウムシは、歯ブラシなどで根気よくこすり落とすとよいでしょう。落ちたカイガラムシはコナカイガラムシ以外は這い上がってはきません。コナカイガラムシは越冬中樹皮の割れ目などに入り込むので、冬場に枝や幹にワラやコモを巻いてその中で越冬させ、春先に焼却する方法もあるようです。また枝などが混んで風通しが悪くなると多発する傾向があるので、剪定も大切です。



マルカイガラムシの生活環 病気・害虫の出方と農薬選び

それでも難しい場合、冬場にマシン油乳剤か石灰硫黄合剤を散布する方法があります。どちらも比較的古くからある剤ですが、散布によりカイガラごとコーティングして呼吸を阻害することにより防除します。ただし植物も呼吸しているので植物の休眠期でないと使えないので注意しましょう。

製品紹介

- カイガラムシに効果のある資材には次のようなものがあります。

石灰硫黄合剤



- 有効成分：多硫化カルシウム 27.5%
- 毒性：普通物
- 魚毒性：A類
- 包装：18L/缶
- 使用時期：(落葉果樹の場合)発芽前

※普通物ですが、目に入ると痛みが強く、散布した液を吸い込むと咳が出ることがあります。散布時は安全対策を徹底してください

カルホス乳剤



- 有効成分：イノキサチオン 50%
- 毒性：劇物
- 魚毒性：B類
- 原体メーカー：保土谷UPL
- 包装：500ml/本、20本入り/ケース
- 使用時期：カイガラムシの防除にはふ化幼虫発生揃期(6-9月頃)を中心に15~20日間隔で2~3回茎葉散布

MONTHLY TOPICS

▶ 生物多様性保全活動促進法が成立、したものの...

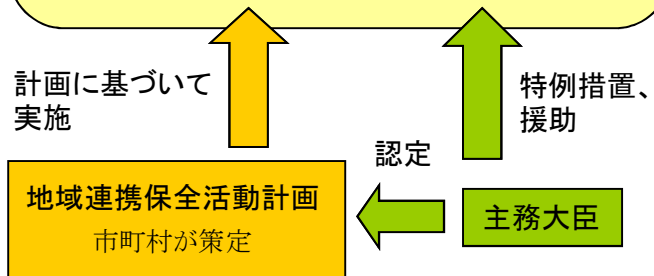
平成22年12月10日、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（生物多様性保全活動促進法）」が成立・公布されました。

これまで、生物多様性に関する活動を地域で行おうとしても、例えば里山保全には森林法や都市緑地法など様々な法律が絡んで手続きが煩雑だったり、その土地の権利関係が複雑だったり不明だったり、なかなか進めにくいことが問題とされていました。この法律は、それらをスムーズにし、なおかつ地域特性に応じた保全活動を後押しする目的で策定されたものです。

具体的には、民間の団体や市町村といった多様な主体が連携して保全活動に取り組むための計画（「地域連携保全活動計画」）を市町村が策定し、それに基づいて行う活動に対して国が特例を認めたり援助を行ったりするものです。

地域連携保全活動

生物の多様性をはぐくむ生態系に被害を及ぼす動植物の防除、生物の多様性を保全するために欠くことのできない野生動植物の保護増殖、生態系の状況を把握するための調査その他の地域における生物の多様性を保全するための活動であって、地域の自然的社会的条件に応じ、地域における多様な主体が有機的に連携して行うものをいう



生物多様性保全活動促進法の概要

生物多様性保全の施策を促進するにあたって感じている課題

(政府が自治体に対して行ったアンケート)(多い順、有効回答755件)

- ①行政側の人員不足
- ②課題に対しどのような施策を実施すればよいか分からない
- ③施策を進めるための上位計画(生物多様性地域戦略など)がない
- ④生物多様性という言葉が浸透していないため施策が思うように進まないなど

実際、いくら世界的に生物多様性に向けた合意が得られても、制約が多すぎるとは活動自体が進まないでしょう。この法律の策定には、去年10月に開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で日本の積極姿勢をアピールする目的もあったようです(会議に先立って閣議決定、事後に成立)。

同法の施行予定は今秋とされていますが、しかし、政府の思いとは裏腹に各自治体の腰は重いようです。

政府が1月に行ったアンケートによると、「地域連携保全活動計画」策定に前向きな市町村・都道府県(有効回答770件)は全体の60%で、残り40%は策定意向なしとの回答だったとのこと。その主な理由として「人材・人員・予算不足」が挙げられていました。一方、同アンケートで生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略についても尋ねられたようですが、こちらの「策定の予定なし」は何と90%(697件)という結果だったとのこと。新しい法律で周知が遅れているからという理由ではないようです。

生物多様性への活動の重要性や機運が高まっても、自治体の逼迫する財政・限られた人員・過疎対策など数多くの優先すべき課題の前ではどうしても後回しにせざるを得ないのが現実としてあるようです。

参考：環境新聞(平成23年1月26日号)

